

## 松戸市職員【特定任期付職員《弁護士》】採用選考案内

松戸市では、法務部門の充実強化を図る為、「弁護士」を募集します。

### 1 採用区分、募集人数、主な職務内容、勤務場所

採用区分	募集人数	主な職務内容	勤務場所
弁護士	1名	・職員からの法律相談への対応その他法的判断を要する事項への助言 ・法務に関する研修の企画・実施 ・訴訟等への対応 ・例規審査（条例原案等の審査）	松戸市役所

### 2 応募資格

(1)次の項目のいずれにも該当する者（令和3年12月1日現在）

- ・弁護士登録があること
- ・弁護士としての業務経験が2年以上あること

(2)次の項目のいずれかに該当する者は受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 松戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 任用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）

※任期については、勤務実績等により最長5年まで延長する場合があります。

## 4 応募方法

### (1)必要書類

- ①選考申込書(1)、(2)、(3)
- ②弁護士登録証明書等、弁護士資格を有していることを証明できる書類の写し
- ③論文

論文のテーマ	弁護士が自治体職員として果たすべき役割について
作成要領	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記のテーマについて、パソコンで作成してください。</li><li>・A4縦長の用紙で日本語の横書きとし、文字の大きさは12ポイントとし、1,600字以内で作成してください。 ※グラフ等を挿入することも可能ですが、論文全体で3枚以内にて作成してください</li><li>・氏名を頭書に記載してください。</li></ul>

※提出された書類は返却いたしません。

### (2)申込手続

#### ①期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月4日（火）まで  
(期間内の消印有効)

#### ②提出方法

受験案内書にある「受験申込書等封筒貼付用ページ」に必要事項を記入し、点線に沿って切り取り、受験申込書等が折らずに入る大きさの封筒（角型2号等）にしっかりと糊付けをしてください。

受験申込書等は、この封筒に封入し、郵便局で簡易書留の手続きを行い、松戸市総務部人事課まで郵送してください。

### (3)注意事項

- ・身体等の障害のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込時に電話等でご相談ください。
- ・記載事項に正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

## 5 選考方法、選考日時等

選考方法	選考日時・場所
論文審査・書類審査及び個人面接	<ul style="list-style-type: none"><li>・選考の日時・場所等については、別途通知にてお知らせします。</li><li>・選考当日につきましては、提出していただいた論文・書類審査及び個人面接を行ないます。</li></ul>

## 6 勤務条件等

### (1) 給与・手当

- ・松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、俸給表4号俸（533,000円）を支給します。
- ・地域手当、通勤手当、期末手当、特定任期付職員業績手当、退職手当等の手当をそれぞれの支給要件に応じて支給します。

### (2) 勤務時間、休暇等

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例によります。

#### ①勤務時間

- ・原則として、月曜日から金曜日まで（週休2日制）
- ・午前8時30分から午後5時まで（7時間45分勤務）

#### ②有給休暇

- ・年次休暇及び病気、忌引等の場合に与えられる特別休暇があります。

### (3) 福利厚生

年金、健康保険については、千葉県市町村職員共済組合に加入することになります。

### (4) その他

給与、勤務時間等は、条例等の改正により変更される場合があります。

## 7 不合格者への試験結果の開示について

試験結果通知発送日から1ヶ月以内に受験者本人が、運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しく下さい。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することができません。

## 8 任期付採用職員について

松戸市では、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を外部から一定期間活用するため、「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定しました。この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づくものです。この条例に基づき採用された任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法上の服務規定の適用を受けることとなります。

なお、本選考により、松戸市任期付職員として採用された場合であっても、松戸市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

## 9 問い合わせ

松戸市役所 総務部 人事課 人事班

電話（直通） 047-366-7306

(選考申込書等封筒貼付用ページ)

- ・ A 4 サイズの白色無地用紙に印刷してください。
- ・ 点線にそって切取り、書類を折らずに入る大きさの封筒（角型 2 号等）にしっかりと糊付けをしてください。
- ・ 郵便局で「簡易書留」としてください。
- ・ ~~※身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込時に電話等で御相談ください。~~

〒 2 7 1 - 8 5 8 8

松戸市根本 3 8 7 番地の 5

## 松戸市役所 総務部

簡  
易  
書  
留

現在、こちらの申込書類は  
使用できません。

選 考 申 込 書 在 中

《差出人》

住所	〒
氏名	